

わかやま 県議会 だより

No.5
平成21年
[2009]
8月9日発行

6月定例会号

白崎海岸
(由良町)

2~3面 平成21年6月定例会概要

4~5面 議員紹介～議員おすすめの観光資源～

6~7面 観光立県推進条例・県民意見募集

8面 議会活動／県議会を知る④／

県議会を見る・聞く／県議会豆知識④

主な記事



特に力を入れてることをお聞かせください。
富安議長 任を受け、あるべき姿あらねばならぬ姿をめざし身の引き締まる思いでいっぱいです。都会と地方の論理が対立している現在ですが、地方が元気に再生することこそが国益につながります。和歌山県は豊かな自然の恵みにあります。私は、その資源を生かすため、道路などのインフラはもちろんですが、まずは農業を中心とした第一次産業の発展が大事だと考えています。

坂本副議長 梅、柿、みかん、桃など和歌山県にはすばらしい特産品が数多くあります。これらをさらに磨き、その良さを強くアピールして活性化させたいと考えています。

また、これから和歌山を担うには人づくりが大切です。心を大切にする教育ありますし、熊野古道はじめ県内のいろんな所を訪れてみると奥深い歴史文化や自然に感動の連続です。

魅力的な
観光資源を生かし
和歌山再生をめざす

議長 今年は世界遺産登録5周年を迎えるました。この機会に県民の皆さんにも自分たちの住んでいる地域には、すばらしい観光資源があることを再認識していただきたいですね。

鈴木さん 今、観光振興のための条例を検討しているとお聞きしていますが。

議長 観光は大変すそ野が広く県経済発展の原動力となり得る産業です。そのため県議会では、県民の皆さん意見を取り入れながら観光立県推進条例制定に向け活発に議論しています。（県民意見募集中 詳しくは6・7面）



和歌山の特性を生かした 地域再生を

議長 新しく就任した議長・副議長に和歌山県観光キャンペーンスタッフ「きのくにフレンズ」がインタビューしました

**神経を研ぎ澄ませ
声なき声を大切に**

武一さん 今後の抱負をお聞かせください。
議長 私は政治姿勢として、声なき声を大切にしてきました。和歌山の特性を生きかすのも埋没させるのも、住民のニーズをどう的確に把握するかにかかっています。地方、特に紀南は投資対効果や効率

副議長 この厳しい経済不況を乗り切るために、私も議長を補佐しながら様々な提案をしていきたい。例えば観光面では、見るだけの観光ではなく体験型の観光を県内外に一層アピールしたいし、第一次産業では、特産品を生かした加工製品の開発などにも力を注ぎたいと考えています。

鈴木さん・武一さん 私たちも一生懸命和歌山のすばらしい魅力をPRしてまいります。

過去最大の補正予算を可決

6月定例会概要

知事説明要旨

依然として深刻な経済情勢が続く中、国の経済危機対策等も踏まえ、今定例会には、福祉・介護分野における支援策、学校施設や県有施設の整備、道路・河川・港湾や農林水産業関連のインフラ整備など、過去最大となる471億円の補正予算を提出しています。今後も、県内の景気動向や経済・雇用情勢を的確に把握しつつ、国の追加補正予算編成の動向を見極めながら必要な対策を機動的に講じていきます。



一般質問議員(15人)

6月19日(金)	6月22日(月)	6月23日(火)	6月24日(水)
小川 武	花田 健吉	中村 裕一	浅井修一郎
原 日出夫	山下 大輔	井出 益弘	藤井健太郎
奥村 規子	岸本 健	松坂 英樹	下川 俊樹
新島 雄	中 拓哉	町田 亘	

主な質問とこれに対する答弁は下記のとあります。(要約抜粋)

地元経済への雇用・経済対策の雇用

問 今回の補正予算は過去最大規模であるが、県内ではどのような経済対策が期待できるのか。特に対策を必要としている雇用や中小企業者の仕事の確保、県民所得向上への貢献はどの程度か。

答 今回の補正予算でも、県内景気を早急に回復して雇用機会を創出するとともに、県民所得の向上を図ることを最優先に位置づけている。事業の選定については、長期総合計画に掲げる「和歌山県がめざす将来像」の実現を一気に加速させるため、今後、実施しなければならない事業に早期着手し、将来に備えることを念頭に編成したところである。

問 関西10府県知事などで構成する関西広域機構で検討している関西広域連合に本県が参加する意義は何か。また、道州制を視野に入れて設置するものか。

答 府県の区域を越えた行政課題に取り組む関西広域連合に本県が参加することで、本県の発展に不可缺少な元気な関西づくりに貢献できると考えている。また、知事の間で道州制の評価は全く異なつておらず、関西広域連合は道州制を前提とするものではない。

国民健康保険料の負担

問 国民健康保険料の負担が大変であるという声がここ数年で大きな社会問題となってきたが、このことについて知事はどう感じているか。

答 県では、国民健康保険を支援するため、約92億円の予算措置を行っている。どの地域に住んでいてもひとしく医療を受ける権利を保障することは、国の責務の根幹をなすものであると考えている。医療保険制度の一元化が図られるまでの間は、国に対し、国民健康保険の財政基盤強化策等の充実を要望していく。



問 新型インフルエンザ対策として、発熱外来を数多く設置するなど、感染拡大を食いとめることが必要と思うが、その対応策はどうか。

答 感染拡大防止策として、窓口の設置、早期発見・早期治療体制の整備等を進めていく。感染を心配する人には、発熱相談センター（保健所）への相談を通して発熱外来への受診を勧め、診察後、感染の疑いのある場合、速やかに遺伝子検査や積極的疫学調査等を行っている。今後とも、県新型インフルエンザ対策本部を中心とし、関係機関と連携して感染拡大を防止していきたい。

新型インフルエンザ対策

問 県立医科大学附属病院に手話ができる人は総合案内に1名いるだけと聞いたが、手話通訳士の配置についてはどうか。また、各病院における聴覚障害のある入院患者や突然の状況への対応はどうか。

答 医大附属病院には手話通訳士が配置されていないが、市町村が実施するコミュニケーション支援事業や関係団体の手話通訳士等派遣制度の活用を検討し、より良い医療サービスが提供できるよう努めることである。また、医大附属病院をはじめ県内の各病院では筆談や身振り手振りで意思疎通を図っているが、緊急時への対応は既存の派遣制度では困難である。県では、各病院に対し、手話通訳士等の関係団体と連携した対応を依頼していきたい。

病院への手話通訳士の配置

問 今年は、乾燥・干ばつ、また強風により、梅の被害が非常に大きかった。県は、その被害対策をどのように考えているか。

答 本年産の梅の果樹共済加入率は、主産地の和歌山南部農業共済組合において39・8%となつており、今後、県として、共済金の早期支払い、ネット資金の活用等を働きかけていきたい。

梅の被害対策

問 和歌山国体まで、あと6年余りとなりた。市町村も財政難にあるが、国体関連施設を受け入れてくれる市町村の費用負担について知事はどうのように考えるか。

答 競技会場地の選定にあたり、県の施設は県が、市町村の施設は会場地市町村が整備するという原則を提示し、市町村の開催希望や競技団体の意向等を聞いたうえで調整し、数競技を除き、合意に達したというのが現状である。市町村財政も厳しいと認識しているので、さまざまな補助制度の情報提供を積極的に行う等、市町村からの相談に丁寧に親身になつて対応したい。

国体関連施設の費用負担

問 関西独立リーグに所属するプロ野球チーム「紀州レンジャーズ」の試合と一緒に観戦して応援することについて、知事の思いはどうか。

答 「紀州レンジャーズ」が眞の県民球団となるかどうか、今が正念場であり、県民を元気にするためにも、たくさん的人が見に行き、応援しないといけないと思う。私も県民の一人として、紀三井寺球場でのゲームは見に行くつもりである。また、機会を見つけて支援要請を行っているところである。今後とも、県民の先頭に立つて応援したい。

紀州レンジャーズへの応援

議案等の議決結果

項目	件数	件名	結果
予算案件(知事提出)	1件	平成21年度和歌山県一般会計補正予算	可決
条例案件(議員提出)	1件	和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例	可決
条例案件(知事提出)	12件	和歌山県税条例の一部を改正する条例 等	可決
その他案件(　〃　)	7件	訴訟の提起について 等	可決
人事案件(　〃　)	4件	和歌山県人事委員会の委員の選任につき同意を求めるについて 等	同意
請願	2件	飲食店営業等に調理師の配置を義務付ける制度及び再講習制度の制定に関する意見書の提出を求める請願書	採択
		教育改革についての請願	継続審査
意見書	3件	飲食店営業等に調理師の配置を義務付ける制度及び講習制度の制定に関する意見書	可決
		肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書	可決
		国直轄事業負担金の廃止を求める意見書	可決

会期中の主な動き

- 観光振興に係る条例案検討会の開催 (6/12)
 - 特別委員会の開催
 - 行政改革・基本計画等に関する特別委員会 (6/22)
 - 議員定数等検討特別委員会 (6/23)
 - 人権・少子高齢化問題等特別委員会 (6/24)
 - 議長及び副議長の選出 (6/30)
 - 常任委員会、特別委員会(議員定数を除く)、議会運営委員会の委員及び正副委員長の選任 (6/30)

6月定例会 会期日程 (会期19日間)

12日(金)	本会議
15日(月)	
16日(火)	議案調査
17日(水)	
18日(木)	
19日(金)	
22日(月)	本会議
23日(火)	(一般質問)
24日(水)	
25日(木)	
26日(金)	常任委員会
29日(月)	
30日(火)	本会議

**LED照明灯の
県有施設への導入**

問 県庁本庁内の蛍光灯は約8000本あり、出先機関や病院、学校等も含めると数万本になると思われる。CO₂排出量で比較すると一般的の蛍光灯の約半分で地球環境に優しいLED照明灯を県有施設に導入してはどうか。

答 ご指摘のとおり、経済的には多少持ち出しになつても、先進的な動きには積極的にお金をつけていくことも必要と考えている。LED照明灯については、できるだけいろいろなところで採用するよう努めたい。

LED照明灯
電流が流れると光る性質の半導体を使用した照明灯。現時点では価格は高いものの、白熱灯や蛍光灯より長寿命で、電力消費も少ない。

答 中国の中でも山東省は大変発展しており、これまで実りある交流を行つてきた。本年8月下旬に省長がお越しになるので記念イベントを開催し、友好ムードを盛り上げていきたい。また、秋には訪問団を山東省に派遣する計画である。今後も、これまで築き上げてきた信頼を基礎として、より一層互恵関係を深めていきたい。





山東省との友好提携25周年

全国学力・学習状況の 調査結果

答 ネットでのいじめ等が急増する中、文部科学省でネットパトロールに関する委託事業が採択される見通しとなり、早期に被害を防止する観点からネットパトロールと監視の部分を6月9日に立ち上げた。既に69件の無防備な書き込みを発見し、関係機関と連携して対応している。今後、各種の相談機関と連携したウェブ相談窓口を設けるとともに、情報モラル講座の開催を通じて児童生徒や保護者、教職員の意識向上を図りたい。

ねつと安全わかやま事業

答 県教育委員会では非常に的確な状況把握をしており、学力向上に委員会を挙げて取り組んでくれている。知事が声高に、単に「テストの点を上げろ」と言うことがどんな影響を与えるか、慎重でなければならない。本県では信頼できる教育委員会のもとに先生方が頑張ってくれると思うので、声援を送りながら必要な対策を怠りなく打つていきたい。

答 紀伊半島一周高速道路は県民の悲願であり、知事就任以来早期実現を訴えてきており、県議会でも長年尽力いただいてきた。先般、御坊・田辺間の4車線化が認められるなど、これまでの取り組みが実りつつあると実感しているが、一方では、道路特定財源が一般財源化されるなど油断できない状況もある。今後とも県議会や県選出国会議員などの支援をいただきながら、一日も早い実現に努めていきたい。



紀伊半島一周高速道路の
早期実現

自転車歩行者道の設置	長年要望してきた上富田町岩崎地内における国道42号への自転車歩行者道の設置に当たっては、河川を有効活用し、早急に実現するよう国に働きかけてはどうか。
答 この区間は、交通量が多いものの歩道がつながっていないので、付近住民、通学生等の歩行及び自転車通行に対する安全を確保するよう、国土交通省に自転車歩行者道設置について働きかけたい。また、河川の有効利用については、治水上の機能の保全・確保を前提に、道路管理者と前向きに協議していきたい。	この区間は、交通量が多いものの歩道がつながっていないので、付近住民、通学生等の歩行及び自転車通行に対する安全を確保するよう、国土交通省に自転車歩行者道設置について働きかけたい。また、河川の有効利用については、治水上の機能の保全・確保を前提に、道路管理者と前向きに協議していきたい。

答 有田海南道路は昨年度新規事業化され、現在は国により調査測量が行われている。有田川にかかる橋からの先行着手は、全体の早期整備はもとより、部分供用による整備効果の早期発現の観点からの検討を国に働きかけていく。千田～高田間については、早期に整備できるよう、有田市とも相談しながら地元調整を進めていきた
い。

国道42号有田海南道路と
関連道路

常任委員会とあわせて、観光立県推進条例制定に向け議員おすすめの「観光資源」を紹介します。

農林水産委員会(定数7人)

所管する部局 農林水産部・海区漁業調整委員会・内水面
漁場管理委員会



服部 一
自民 紀の川市
委員長

- 粉河寺
- 青洲の里
- ハーランドパーク(写真)



泉 正徳
自民 田辺市
副委員長

- 県の最高峰龍神岳
- 熊野古道発心門王子
- 芳養八幡神社秋祭(写真)



谷 洋
自民 東牟婁郡
委員長

- 世界遺産那智山周辺
- 南紀勝浦温泉郷
- 生まぐろ日本一勝浦(写真)



坂本 登
自民 日高郡
委員長

- 豊かな農林水産物
- 日本一の梅林
- 日本一の南高梅(写真)



中村 裕
自民 御坊市
委員長

- 御坊風お好み焼き「せち」
- 日高港E Eパーク
- 御坊寺内町観光(写真)



富安 民浩
自民 日高郡
委員長

- 千里海岸
- 日ノ岬燈台
- 白崎海岸(写真)



松本 貞次
自民 有田郡
委員長

- 三宝柑
- 醤油、金山寺味噌
- シロウオ(写真)



野見山 海
自民 田辺市
委員長

- 癒しの熊野古道
- 扇ヶ浜公園
- 丹生ヤマセミ温泉(写真)

建設委員会(定数8人)

所管する部局 県土整備部・収用委員会



平木 哲朗
自民 橋本市
委員長

- 国民宿舎紀伊見荘
- へら竿の里隠れ谷池
- 恋し野の里あじさい園(写真)



角田 秀樹
自民 和歌山市
副委員長

- 和歌山マリーナシティ
- 四季の郷
- 和歌山城(写真)

文教委員会(定数8人)

所管する部局 教育委員会



岸本 健
自民 紀の川市
委員長

- 桃山の桃源郷
- 紀州三大祭 粉河祭
- 紀州富士の龍門山(写真)



雜賀 光夫
共産 海南市・海草郡
副委員長

- 生石高原のススキ
- 亀池と井沢弥惣兵衛
- 紀州漆器(写真)

半島振興・交通・産業振興対策特別委員会 (定数12人)

- 谷 洋一 ○松坂 英樹
- 浅井修一郎 門 三佐博
- 町田 巨 大沢広太郎
- 下川 俊樹 宇治田栄蔵
- 尾崎 要二 野見山 海
- 角田 秀樹 (欠員1)

半島地域の振興対策及び交通・産業の振興に関する施策について調査審議する。

議員定数等検討特別委員会 (定数13人)

- 町田 亘 ○小川 武
- 吉井 和視 向井嘉久藏
- 谷 洋一 平越 孝哉
- 下川 俊樹 尾崎 要二
- 中村 裕一 片桐 章浩
- 原 日出夫 雜賀 光夫

議員の定数及び各選挙区の定数等について調査審議する。

予算特別委員会(定数19人)

○大沢広太郎	○新島 雄
泉 正徳	吉井 和視
服部 一	平木 哲朗
花田 健吉	谷 洋一
平越 孝哉	下川 俊樹
岸本 健	藤山 将材
山下 直也	中村 裕一
片桐 章浩	原 日出夫
山下 大輔	奥村 規子
江上 柳助	

県の予算を総合的に調査審議する。

議会運営委員会

平成21年6月30日現在

(定数13人)

- 浅井修一郎 ○尾崎 太郎
- 前芝 雅嗣 門 三佐博
- 平越 孝哉 下川 俊樹
- 尾崎 要二 片桐 章浩
- 藤井健太郎 江上 柳助

議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会に係る条例等に関する事項等について調査審議する。

和歌山県議会 常任委員会

所管する部局別に議案や請願などを審議する機関で、すべての議員はいずれかの常任委員会に所属しています。平成21年6月30日現在

総務委員会(定数8人) (欠員1)

所管する部局 総務部・企画部・会計管理者・選挙管理委員会・人事委員会・監査委員・他の常任委員会の所管に属しないこと



福祉環境委員会(定数7人)

所管する部局 環境生活部・福祉保健部

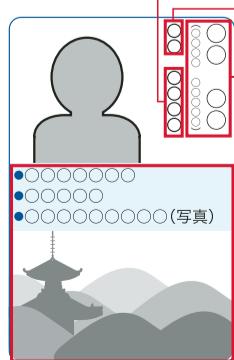


経済警察委員会(定数8人)

所管する部局 商工観光労働部・公安委員会・労働委員会



議員紹介凡例



特別委員会 特定の事柄について審議する機関で、すべての議員はいずれかの特別委員会に所属しています。平成21年6月30日現在

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会 (定数11人)

- ◎小川 武 (Koiso Takeji)
- 藤本 真利子 (Fujimoto Mariko)
- 平木 哲朗 (Hiraki Taro)
- 岸本 健 (Kishimoto Kentarou)
- 井出 益弘 (Iida Yasuhiro)
- 松本 貞次 (Matsuoka Taisei)
- 江上 柳助 (Egashira Ryosuke)
- 藤山 将材 (Fujisan Masaru)
- 山下 大輔 (Yamashita Daishi)
- 尾崎 太郎 (Ozaki Taro)
- 奥村 規子 (Okamura Keiko)

人権及び少子高齢化に関する施策について調査審議する。

防災・環境問題等対策特別委員会 (定数11人)

- ◎長坂 隆司 (Nagasaki Ryoushi)
- 山本 茂博 (Yamamoto Shiro)
- 前芝 雅嗣 (Maekawa Masatoshi)
- 平越 孝哉 (Hiraike Takuya)
- 藤山 将材 (Fujisan Masaru)
- 新島 雄 (Nishimura Yuu)
- 原 日出夫 (Hidemitsu)
- 多田 純一 (Toda Junichi)
- 向井 嘉久藏 (Koishi Kajio)
- 尾崎 太郎 (Ozaki Taro)
- 奥村 規子 (Okamura Keiko)

地震等さまざまな災害及び環境問題に関する施策について調査審議する。

行政改革・基本計画等に関する特別委員会 (定数12人)

- ◎中村 裕一 (Nakamura Hiroshi)
- 服部 一 (Hiraiwa Ichi)
- 正徳 (Shogetsu)
- 吉井 和視 (Yoshii Wakashi)
- 正彦 (Shoan)
- 坂本 登 (Sakamoto Toshi)
- 富安 民浩 (Tomonaga Minao)
- 大輔 (Taishi)
- 川口 文章 (Kawakuchi Masaaki)
- 山下 中 (Yamashita Nakahiro)
- 中 (Nakahiro)
- 柳助 (Ryosuke)

行政改革、県行政に係る基本計画等及び関西広域連合(仮称)について調査審議する。

県民の皆さんのご意見を募集します

特色3

誰もが気持ちよく観光を楽しめる「おもてなしの心」の醸成や「大学などの連携による人材育成

特色2

「ほんまもん体験」などの「ユーチューブ」の提供と東南海・南海地震などにそなえた「安全・安心」な環境づくり

特色1

県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体が一体となり「県民総参加」で観光振興に取り組むことにより「観光立県」をめざす

少子高齢化が進む本県にとって、観光を本県経済のリーディング産業と位置づけ、観光立県の実現をめざすことが、何よりも大切なことであると考えます。そのためには、行政、観光関係者はもとより、県民の皆さんにも積極的に参加していただいて、観光振興に取り組む必要があります。

このたび、議会では、観光振興に関する条例案検討会で精力的に議論を重ね、和歌山県観光立県推進条例(仮称)の骨子案を取りまとめましたので、観光振興に関する県民の皆さんのご意見を募ります。

議員提案

和歌山県観光立県推進条例(仮称)

観光立県和歌山をめざして

イメージ図

観光立県和歌山の実現

基本理念 ①～⑥を基本として「県民総参加」で観光振興に取り組みます。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①観光の重要性(幅広い経済波及効果)の認識 | ④自信と誇りを持って郷土の魅力を発信 |
| ②観光の重要性(活力に満ちた地域社会の実現)の認識 | ⑤一人ひとりの観光客が楽しめるおもてなし |
| ③観光客の視点に立った魅力ある観光の提供 | ⑥生活環境、景観などとの調和 |

県 民

- 観光立県の意義への理解を深める
- 観光振興に関する取組に参画する
- おもてなしの心で観光客を温かく迎える

観光事業者

- 心のこもったサービスの提供
- 安全・安心・快適な環境の提供
- 観光振興施策への協力

市町村

- 観光振興施策の策定・実施

県民総参加による観光振興

県

- 観光振興施策の策定・実施
- 総合調整・支援
- 近隣府県との連携・協力
- 大学等との連携・協力

県の施策の基本方針

- | | | |
|------------------------|-----------------|-------------------|
| ①県民総参加のための広報啓発 | ④観光資源の保全・活用 | ⑦国内及び海外からの観光客の誘致 |
| ②郷土の自然、歴史、文化などの学習機会の提供 | ⑤ニューツーリズムの創出・普及 | ⑧人材の育成 |
| ③観光基盤の整備 | ⑥戦略的な情報発信 | ⑨安全・安心・快適な観光環境の整備 |

具体化

観光振興実施行動計画の策定

観光関係団体

- 観光情報の発信
- 観光客の誘致
- 人材の育成
- 受入体制の整備

その他

- 観光週間
- 施策の連携
- 統計調査等
- 推進体制の整備等

観光振興に係る条例案

検討会委員名簿

◎小川	武徳
○泉山	正茂
浅須中藤山	博修一郎
井川村	裕行
須中藤山	真利子
下坂田	大輔
松角	英樹
○座長	秀樹
○副座長	

条例策定の今後の予定

- H20.12～H21.7
- 条例案検討会(8回)
- ・条例骨子案の作成

H21.8

県民意見募集 (パブリックコメント)

H21.9～11

条例案検討会(数回) ・条例素案の作成

H21.12

12月議会で提案

条例の成立



和歌山県観光立県推進条例(仮称)骨子案

I 本県の特性

① 私たちの郷土和歌山県は、陽光あふれる温暖な気候、青い海、緑の山、清らかな川などの豊かな自然や、神道、仏教、修験道などの多様な信仰によつて育まれた世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される貴重な歴史や文化、さらには、懐かしさを覚える農山漁村の風景や四季折々の多彩な食材、心を癒す温泉にも恵まれている。

② 万葉の時代から数多くの人々が憧れ、安らぎを求め、この地を訪れ、私たちの先人は、人々を温かくお迎えしてきた。

③ 先人が守り、受け継いできた魅力の数々は、現在の私たちだけのものではなく、世界の人々や次の世代の人々のかけがえのない資産でもある。末永くこの魅力を守り、さらに磨き、魅力あふれる地域をつくるとともに、国内はもとより東アジア、欧米等住む私たちの重要な役割であると同時に私たちの誇りである。

III 県民総参加

① 県民一人ひとりが、観光立県の意義を理解し、自然、歴史、文化等の郷土の魅力を見つめ直し、観光立県の重要な担い手としての認識を育むことが重要である。その実現に取り組むことを決意する。

II 観光立県の意義

① 観光は、単に観光産業だけではなく、農林水産業、製造業、サービス業など幅広い分野にわたるすそ野の広い産業であり、その振興は、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化や雇用の増大をもたらすものである。性化や雇用の増大を一方で、関西国際空港に近接するなど国内外との交流の進展が見込まれる本県においては、観光を本県経済のリーディング産業となるよう育成し、観光立県を実現させることが重要な課題である。

② こうした観光立県をめざした取組が、地域の自主・自立の精神を促し、観光客と地域の人々との交流の活発化と相まって、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものである。

はじめに

1 条例の目的

この条例は、観光立県の実現のための本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明確にするとともに、観光振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民総参加による観光振興の取組を推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会の実現、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県民総参加 県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体がそれぞれ主体的にかつ相互に連携し、協力しながら参加することをいう。

(2) 観光事業者 旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。

(3) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。

4 県の責務

県は、基本理念にのつとり、県の施策の基本方針に基づき観光振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

県は、県民総参加による観光振興に関する取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行つものとする。

(1) 基本方針にのつとり、他の観光の基盤の整備を促進すること。

(2) 自然、文化、歴史、景観、食、温泉その他の観光資源の保全及び活用を促進すること。

(3) 交通機能の充実その他の観光の基盤の整備を促進すること。

(4) おもてなしの向上を図る研修、大学等と連携した人材の育成、伝統文化の担い手の育成その他の観光の振興に寄与すること。

(5) 各種大会の誘致、広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、国内外もとより東アジア、欧米等海外からの実施を図るため、近隣府県と連携し、協力するものとする。

(6) 観光地の認知度の向上を図るために、各種広告媒体、旅行事業者、インターネット等を通じた戦略的な情報発信を促進すること。

(7) 各種大会の誘致、広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、国内外もとより東アジア、欧米等海外からの観光客の誘致を促進すること。

(8) おもてなしの向上を図る研修、大学等と連携した人材の育成、伝統文化の担い手の育成その他の観光の振興に寄与すること。

(9) 高齢者、障害者、外国人等すべての観光客が安全に、安心して、快適に観光ができる環境の整備を促進すること。

(10) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(11) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(12) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(13) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(14) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(15) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(16) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(17) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(18) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(19) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(20) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(21) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(22) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(23) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(24) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(25) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(26) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(27) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(28) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(29) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(30) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(31) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(32) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(33) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(34) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(35) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(36) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(37) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(38) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(39) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(40) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(41) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(42) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(43) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(44) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(45) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(46) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(47) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(48) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(49) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(50) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(51) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(52) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(53) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(54) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(55) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(56) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(57) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(58) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(59) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(60) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(61) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(62) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(63) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(64) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(65) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(66) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(67) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(68) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(69) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(70) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(71) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(72) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(73) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(74) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(75) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(76) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(77) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(78) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(79) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(80) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(81) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(82) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(83) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(84) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(85) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(86) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(87) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(88) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(89) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(90) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(91) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(92) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(93) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(94) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(95) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(96) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(97) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(98) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(99) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(100) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(101) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(102) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(103) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(104) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(105) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(106) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(107) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(108) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(109) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(110) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(111) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(112) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(113) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(114) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(115) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(116) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(117) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(118) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(119) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(120) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(121) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(122) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(123) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(124) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(125) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(126) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(127) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(128) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(129) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(130) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(131) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(132) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(133) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(134) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(135) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(136) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(137) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(138) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(139) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(140) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(141) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(142) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(143) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(144) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(145) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(146) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(147) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(148) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(149) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(150) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(151) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(152) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(153) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(154) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(155) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(156) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(157) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(158) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(159) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(160) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(161) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(162) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(163) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(164) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(165) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(166) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(167) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(168) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(169) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(170) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(171) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(172) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(173) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(174) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(175) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(176) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(177) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(178) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(179) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(180) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(181) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(182) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(183) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(184) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(185) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(186) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(187) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(188) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(189) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(190) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(191) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(192) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(193) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(194) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(195) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(196) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(197) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(198) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(199) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(200) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(201) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(202) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(203) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(204) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(205) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(206) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(207) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(208) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(209) 観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するものとする。

(210) 観光振興実施行動計画を定



県議会を見る聞く



テレビ・ラジオ放送

定例会の質問と答弁の様子や委員会の審議状況、議案の審議結果などをお知らせしています。

テレビ テレビ和歌山

県議会だより 開会、質問、閉会日の22時30分から25分間放送(9月定例会の放送予定 9/8、15~18、29)

県議会手話だより 閉会日の約1週間後に、22時30分から30分間放送

ラジオ 和歌山放送

県議会ダイジェスト 開会、質問、閉会日の22時から15~30分間放送(9月定例会の放送予定 9/8、15~18、29)

県議会ホームページ

和歌山県議会

検索

和歌山県議会 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/>

- 県議会のしくみや主な動き、議員紹介、議会日程、質問項目、本会議録など様々な情報を掲載しています。
- 議会開会中は、質問など本会議場での模様を生中継しています。また、この中継録画やテレビ広報番組の録画をいつでも見ることができます。

傍聴してみませんか

- 本会議は、申込みなしで傍聴できます。
- 委員会の傍聴は、事前の申込みが必要です。
- 県議会は、年4回(2月、6月、9月、12月)開催される「定例会」のほか、必要に応じて開催される「臨時会」があります。

平成21年9月定例会 会期日程(予定)

本会議	9月 8日(火)
議案調査	9月 9日(水)~14日(月)
本会議(質問)	9月15日(火)~18日(金)
常任委員会	9月24日(木)・25日(金)
本会議	9月28日(月)・29日(火)

※この日程は予定ですので、変更されることがあります。
傍聴を希望される方は、開催日時等をお確かめください。

虚礼廃止にご理解とご協力を!

県議会では「議員の政治姿勢と虚礼廃止に関する決議」や公職選挙法等に基づき、虚礼を廃止した議員活動を行っています。具体的には次のような項目です。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- 冠婚葬祭、慶事、見舞い及び各種行事等における寄附行為の禁止
(本人が出席する結婚式の祝儀、香典等は除く)
- あいさつ状の禁止
- 議員名、議員団名及び会派名による年賀・暑中見舞い等の各種広告の禁止
- 中元や歳暮の贈答はない
- お祝い・おくやみ電報等は出さない(親戚・友人は除く)

議員の資産公開について

県議会議員の政治倫理の確立を目的に制定された資産公開条例に基づき資産等補充報告書などを公開しています。報告書の保存期限は5年間で、だれでも閲覧することができます。

- 閲覧場所等 県議会事務局総務課
月~金曜日の9時~17時45分まで(祝日・年末年始は除く)

編集後記 今号は観光立県推進条例にちなんで、「観光」をテーマに編集を行いました。議員からは、地元ならではの実にさまざまな観光資源の紹介がありました。編集スタッフが知らないものもたくさんあり、是非行ってみたい場所、食べてみたい物など新たにいくつか発見しました。皆さんはどんな新たな発見がありましたか。

発行日/平成21年8月9日

編集・発行/和歌山県議会 ☎ 073-441-3570

〒640-8585(県庁専用郵便番号)

和歌山市小松原通1-1

夢と感動の共有を。

和歌山国体2015

県人事委員会から「職員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する報告及び勧告」がなされたことに伴い、県職員や特別職等の給与改定のため、5月臨時会が開催されました。

議会は、知事から給与等に関する一部改正条例6件及び知事専決処分報告3件の計9件の提案を受け、審議の結果、全案件を可決しました。

その結果、本県の教育職員、警察官を含む一般職員の本年6ヶ月期の期末・勤勉手当を0・2月分、知事、県議会議員など特別職や教育長の本年6ヶ月期の期末手当を国の特別職等に準じて0・15月分、暫定的に引き下げることとなりました。

なお、議員一人当たりの期末手当は、約16万7千円の減額となりました。

また、5月25日に北朝鮮が地下核実験を実施したことにより、県議会として「北朝鮮の核実験に断固抗議する決議」を可決しました。

人事委員会の勧告とは

中立の第三者機関である県人事委員会が、県職員の給与水準等に関し、民間企業と比較検討して格差をなくすよう県議会と知事に対して勧告すること。

県議会を知る

ファイル④

本会議は全議員で構成され、提出された議案等について議会としての最終的な意思を決定します。

委員会は、所管事項別に常設されている常任委員会と、特定の事柄について調査の必要が生じた都度設置される特別委員会があります。どちらも本会議から付託された議案等について少人数で専門的に審査を行い、その結果を本会議に報告します。

議会運営委員会は、議会の運営方法や会議規則などについて審査を行います。

本会議

特別委員会

- 決算特別委員会
- 議員定数等検討特別委員会
- 半島振興・交通・産業振興対策特別委員会
- 行政改革・基本計画等に関する特別委員会
- 防災・環境問題等対策特別委員会
- 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
- 文教委員会
- 建設委員会
- 農林水産委員会
- 経済警察委員会
- 福祉環境委員会
- 総務委員会

常任委員会

- 議員定数等検討特別委員会
- 半島振興・交通・産業振興対策特別委員会
- 行政改革・基本計画等に関する特別委員会
- 防災・環境問題等対策特別委員会
- 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
- 文教委員会
- 建設委員会
- 農林水産委員会
- 経済警察委員会
- 福祉環境委員会
- 総務委員会



6月定例会では議長・副議長の「選挙」が行われましたが、投票の際、念のため議場の出入り口3カ所に鍵をかけ、途中で入退場できないようにしていったのはご存じでしょうか。

また、投票箱は木箱ですが、投票前には、事務局職員がそのふたをあけ、議員に投票箱をかざして異常がないか確認してもらいます。それほど厳重に行われています。



県議会豆知識④

和歌山県議会へのお問い合わせは、県議会事務局各課まで

総務課	議会庶務、情報公開など	☎:073-441-3560 Fax:073-441-3559
議事課	傍聴、請願、陳情の受付など	☎:073-441-3570 Fax:073-441-3575
調査課	調査業務、議員提案条例など	☎:073-441-3580 Fax:073-441-3581